万国労働者団結せよ！　万国の労働者と被抑圧民族団結せよ！

労働者共産党 中央機関紙

第627号（統合271号）

2022.1.1

1976年6月7日第三種郵便物認可《月1回刊1日発行》

定価150円（12回送料込2500円・密封2800円）

プロレタリア

発行所・新世界通信　発行人・小川春夫
東京都足立区梅島2－38－11－303
TEL 03(3849)4953　FAX 03(3849)4938
郵便振替　00160－4－174947
E-mail ga3129@i.bekkoame.ne.jp
URL http://www.bekkoame.ne.jp/i/ga3129

資本主義を超える時代を拓こう！

新年2022年は、どのような闘い方の一年となるか。昨秋の総選挙で、立憲民主と日共をおもな担い手とする野党共闘が敗北した。これにより、「政権交代」はここ一年の現実的目標とはならない。ここ一年の闘いは、「自公政権を打倒する勢力の拡大」を推進すること、そして「資本主義を超える時代を拓く新しい政治勢力」を準備し、登場させていくことである。（詳しくは前号掲載・労働者共産党2中総決議）。

12月6日の岸田所信表明演説の特徴は、「新自由主義の弊害」を認めつつ「新しい資本主義」の大風呂敷をひろげたこと、「敵基地攻撃能力」を公然と語ったこと、この二つである。岸田政権は、新自由主義路線の修正に舵を切った。資本主義維持という同じ土俵の立民や日共では、もはや自公政権に対決できない。きちんとやれと圧力をかけるだけである。また外交問題でも、日米同盟基軸の立民、対中国強硬姿勢を強める日共では、中国包囲政策と対決できない。今の野党の現状では、7月参院選で「ねじれ国会」も困難である。

資本主義を超える、旗幟鮮明な新しい政治勢力が問われる。韓国の現況は、その大きなヒントになるだろう。（編集部）

韓国大統領選挙に新局面
時代は社会革命へ

現在、3月9日投票の韓国大統領選挙にむけて、民主労総と進歩政党がその統一候補者を作る作業の前進が見られている。

直近の情勢としては12月12日に、民主労総と進歩政党5党（進歩党、正義党、労働党、社会変革労働者党、緑色党）、ならびに民主労総元委員長のハン・サンギュ氏による労働者大統領候補選挙対策本部（仮）とが、「不平等打破のための大統領選挙共同対応機構」の会議において、候補者一本化の推進に合意した。候補者選出方法などの具体策は、12月末までに確定するとした。

候補者の選出方法としては、民主労総110万組合員と全農の農民、女性、青年などの進歩・民主団体参加者によって構成される選挙人団が候補者を選出する「民衆競選（予備選挙）」、これによるものと思われる。このことに係わり、ハン・サンギュ元委員長は、「民衆競選」を前提として出馬を表明した。すでに進歩党からはキム・ジェヨン代表（元国会議員）、シム・サンジョン正義党代表らも出馬を表明しているが、ハン・サンギュ元委員長の出馬表明で様相の一変が図られるものと思われる。ハン・サンギュ元委員長が最も有力と思われる。

また、この統一候補者の登場によって、今回行われる大統領選挙そのもの様相さえ、変化せざるを得ないだろう。その理由として第一には、5年前（前々回）の大統領選においては、文在寅大統領が圧勝したため見落してしまいがちであるが、シム・サンジョン正義党代表が2百万を超える得票を獲得したという事実がある。このとき進歩党の前身である統合進歩党は、朴槿恵反動政権の陰謀によって、党そのものの解散を余儀なくされるという事態に追い込まれ、大統領選への出馬も当然ながらできなかった。シム・サンジョン正義党代表の得票数も、このことを配慮しなければならない。

理由の第二は、今次の韓国大統領選挙では、有力候補と言われる与党・共に民主党のイ・ジェミョン氏と野党・国民の力のユン・ソンヨル氏の接戦が報じられているが、本当に有力候補なのかが問われる。ユン・ソンヨル氏は、元検事総長で民衆、進歩勢力弾圧で悪名をとどろかせた人物であり、保守というよりも（日本で言えば）安倍的な極右というほうが妥当とみられている。他方、イ・ジェミョン氏は明らかに保守であり、日本で言えば旧民主党系の「第二極」に相当し、結局のところ新自由主義を推進し、文在寅政権同様に公約を守らず民衆を裏切るであろうと広くみられている。

これらを考えれば、進歩勢力にとっては、極右政権阻止に向けた戦線構築も考慮されるであろう。しかしその場合には、進歩陣営でまとめ上げた共同宣言の内容を、公約として実施することを迫っていくこととなるだろう。

その共同宣言は、全国労働者大会の行われた11月13日に、「不平等打破―韓国社会大転換のための民主労総―進歩政党大統領選挙共同宣言」として大会で発せられた。

宣言文は、「文在寅政権の5年、韓国社会の不平等は深まり、労働者・民衆の苦痛はこれ以上耐えられない困難な限界をこえている。」、「特権と規則違反により既得権を守ることに没頭する政治勢力に、これ以上、国と民衆の運命を任せることはできない」、「韓国社会の進歩的発展と民衆の生存権のために、屈することなく闘ってきた民主労総と労働党、緑色党、社会変革労働者党、正義党、進歩党は、第20代大統領選挙を不平等打破―韓国社会大転換のために、次のように韓国社会大転換の課題を発表し、共同闘争を繰り広げることを宣言する」として、次の10項目を提示した。（全文では大変な長文となるため、項目だけを記載する）。

①正当な転換を通じて全人類的課題の気候変動に対応する。

②働くすべての市民の労働権、安全権、生活権を保証する。

③労組活動する権利を拡大し、産別交渉を活性化し、雇用不平等を克服する。

④雇用に対する国家責任を強化する。

⑤社会サービスの公共性を強化する。

⑥週4日労働制の導入により労働時間を短縮する。

⑦経済民主化の実現、資産不平等の解消により土地と住居の公共性を拡大する。

⑧性差別を解消し、社会的少数者の人権を保障する。

⑨ポストコロナ時代の国家運営を革新する。

⑩朝鮮半島の平和体制を実現する。

との10項目であり、韓国社会の実情に適合した社会革命とも言えるものであるが、16～17年のキャンドル革命においても同様の要求が掲げられたものである。このような要求を実現できない文在寅政権は、格差是正を言う一方では新自由主義もやるという「第二極」政権であったことは明白といえる。

また大統領選挙での韓国民衆の勝利は、社会政治革命にはならず、そのままでは資本制のもとにおかれ続けるのは明白といえるだろうが、しかしながら、韓国資本主義を超える重要な一歩を刻むことにはなるだろう。進歩陣営の勝利を大いに期待しよう。韓国の現況に注目し、日韓連帯、国際連帯の声を一層上げていくべきときだ。

韓国サンケン闘争

韓国サンケン闘争と日本での支援も、この大きな情勢の中で動いている。

韓国サンケン労組は、地域の進歩党とともに、外国企業規制法制定のために奔走している。この実現によって、サンケン本社の不当な偽装解散が白日の明るみに出され、韓国サンケン労組組合員の地位保全と生活権が守られるだろう。

最近、長期拘留を強いられている尾澤孝司さんの裁判に向けた公判前整理手続きにおいて、弁護側が、警察を呼ぶなどしたサンケン電気の担当者を検事側の証人として出廷するように要請した。ところ、検事側がこの重要証人を拒否し、裁判の開始日程も決まらないという事態に陥っている。

このような事態では、尾澤さんの釈放も認められず、拘留期間は8ケ月にもなろうとしている。この間の尾澤さん釈放を求める署名は、団体は5500を超え、個人は8000名を超えている。尾澤さんの問題は、労働界の署名運動の域を超え、ノレの会を中心に舞台演劇としても取り上げられようとしているなど、ひろい人権問題となりつつある。

韓国サンケン闘争勝利、尾澤さん奪還を勝ち取ろう。（Ku）

12・5老朽原発このまま廃炉！大集会in大阪
40年越え全廃炉は可能だ

12月5日、大阪の靭（うつぼ）公園で、「12・5老朽原発このまま廃炉！大集会inおおさか」が1600名の参加でもたれた。集会は、遠くは青森をはじめ全国の反原発運動体・個人が駆けつけて、文字どおりの全国集会だ。

「このまま廃炉！」と銘打たれているのは、関西電力・美浜3号機の再稼働が老朽原発再稼働の突破口として6月に強行されたが、特重施設（いわゆる対テロ施設）の設置が間に合わず、10月には再停止したままで、また高浜1・2号機も同じ理由で再稼働できなくなっているからだ。

集会は、中嶌哲演さん（原子力発電に反対する福井県民会議）の主催者挨拶で開始。

続いて、弁護士の井戸謙一さんが、美浜3号機運転差し止め仮処分裁判を報告しつつ、「国内の大部分の原発が30年を経て、40年を越える東海第二、美浜3号機、高浜1・2号機が運転を再開できるのか重要な段階に来ている。規制委が許可しても市民の力、司法の力で運転できないとなれば、他の原発も40年越えの申請が断念される展望が開かれる。闘いが司法・裁判官を変えることができる。大衆運動の力で変えていこう！」と訴えた。

名古屋地裁・老朽原発訴訟の報告が草地妙子さんから行なわれ、老朽原発立地の地元・福井県若狭市、小浜市の住民からのアピールと続いた。また集会には泊、六ヶ所、フクシマ、女川、浜岡、上ノ関、伊方など全国からの原発廃炉・建設阻止の檄、メッセージが届けられた。

ストップ・ザ・もんじゅをはじめ関西一円の反原発団体の発言、大阪ユニオンネット、全労連近畿など労組の連帯発言と続き、集会半ばに、参加者全員で「老朽原発うごかすな！」のポテッカーアクションを行ない、気勢を上げた。

最後は、木原壮林さん（老朽原発うごかすな！実行委）からの基調提案、その採択で締め、なんばへのデモ行進を貫徹、多数の市民に老朽原発廃炉を宣伝した。

（関西1通信員）

12月「19の日」行動、国会前1千名
改憲加速は押し返す！

予算委員会開会中の12月16日、衆院憲法審査会が同時開催された。この異例の事態で改憲の危険が高まるなか、12月19日各地で「19の日」行動が闘われた。

東京では、「改憲発議反対！辺野古新基地建設反対！敵基地攻撃能力保有反対！いのちとくらしと営業を守れ！12・19国会議員会館前行動」として1千名が参加した。主催は、戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委と9条改憲NO！全国市民アクション。

まず、総がかり実の菱山南帆子さんが主催者挨拶、「衆院選が終った瞬間から、自公・維新・国民民主が改憲の動きを始めた。岸田政権は柔軟に見えるが、ものすごく危険な政権。市民と野党の共闘で、この危機を押し返そう！」と訴えた。

立民・吉田晴美衆院議員、共産・山添拓、社民・福島瑞穂の両参院議員が発言。吉田さんは、「民主主義が国民投票だ、と維新は叫ぶ。しかし的はずれだ。コロナ禍でこの年末、命の保障さえない人々がいる。この時に改憲が必要か。一部の政治家が改憲を決める政治、これを変えていかねば」と訴えた。

市民発言では、「女性による女性のための相談会」の柚木さんが、12月25～26日、1月8～9日相談会・大久保公園への支援を訴えた。

最後に、憲法共同センターの米山淳子さんが、「岸田改憲、絶対許さず」として、

1月17日、通常国会開会日行動、議員会館前・正午。

19日、74回「19の日」行動、議員会館前・午後6時半。

20日、新宿駅西口街頭宣伝・午後6時。

23日、とめよう改憲！学習会、日本教育会館一ツ橋ホール・午後1時45分。

以上を行動提起して終了した。（東京O通信員）

韓国サンケンの解散・解雇撤回！尾澤孝司さん早期釈放！

逃げるな、出てこい！サンケン電気1・25集会

▼1月25日（火）午後6時半　としま産業振興プラザ（池袋駅西口歩5分）

▼主催　韓国サンケン労組を支援する会など3団体

12・4～5静岡で第33回コミュニティ・ユニオン全国交流集会

元気わかち合う全国ネット

12月4日、5日にわたって、静岡市の県立大学のキャンパスを使って、「第33回コミュニティ・ユニオン全国交流集会・静岡」が開催された。集会にはオンライン参加も含め、300名が集結した。

4日午後1時から、コミュニティ・ユニオン全国ネットワークの第33回総会が行なわれた。全国ネット共同代表の寺山早苗さんのあいさつの後、来賓として日本労働弁護団の井上幸夫会長、社民党党首で参議院議員の福島瑞穂さんなどが発言された。

つづいて全国ネット事務局長の岡本哲文さんから、経過報告と活動方針が提案された。

経過報告の中では、「最低賃金いますぐ全国どこでも時給1000円！そして1500円に！」の運動が昨年10月、今年の2月、7月と節目の時に全国一斉に取り組まれ、最低賃金大幅引き上げのたたかいが、コミュニティ・ユニオンの運動としても全国に広がってきていることが報告された。組織的には、2団体が新たに加わり、地方のネットワークの活動が活発にすすめられていることが話された。

活動方針では、今夏の決定で最賃が全国一律28円増加されたとしても、いまだどこでもワーキングプアの水準でしかなく、8時間働いても生活できない。地域間格差も相変わらずの状況で、大きな矛盾を含んでいる。今年も重要な課題として、最賃大幅引き上げに全国的に取り組むこと。「8時間働けば人間らしく生活できる社会を目指す」運動を全力で取り組むことが提案された。組織的には全国100ユニオン、3万人のネットワークづくりをめざして活動することが提案された。

来年の全国交流集会は、10月15，16日北海道の札幌市で開催すること、そして全国ネットの全国運営委員会は、来年7月の参議院選挙では社民党の福島瑞穂さんを推薦することを決定した、と報告があった。

最後に、来期の全国運営委員の提案があった。経過報告と活動方針は全員の拍手で承認された。

休憩をはさんで、笹沼弘志静岡大学教授から、「コロナ禍において問われる労働組合の意義」と題しての講演があった。笹沼先生は「関西生コン支部への弾圧を許さない・静岡の会」の共同代表としても活動されており、実践的に憲法問題に取り組まれている、と紹介された。

先生は、関西生コン支部の労働者やホームレスの人びとについて、「すべての人に平等に憲法上の権利が保障されているはずなのに、一部の人びとにはあたかも権利が認められないのが当然であるかのよう」に扱われている現状を鋭く批判された。労働者が団結して、この状況に異議を唱えていかなければ人権がますますないがしろにされることになる、と労働組合のたたかいの重要性を強調された。

その後、北海道、東北、首都圏、北関東甲信越、東海、関西、兵庫、中四国、九州、静岡の各ユニオンの紹介があり、顔見知りの仲間や新しく加わった仲間が次々に壇上に上がって、元気を皆でわかちあった。

5日は朝9時から、12の分科会に分かれ、約2時間、課題別に討論が行なわれた。最後に全体集会がもたれ、各分科会の報告が行なわれた。来年の全国交流集会の開催地である札幌の仲間の決意表明が行なわれた。

今年も元気の出る集会だった。明日からの活動に備えてそれぞれの帰途についた。

（ユニオン活動家S）

▲　各地のユニオンから300人（静岡県立大学）

12・11～12第10回労働運動研究討論集会

地域から最賃闘争を

「地域から、企業を超えた共闘をつくり『22非正規春闘』をつくろう！」「最低賃金を大幅に引き上げ、差別のない雇用と生活保障を闘い取ろう！」をスローガンに、第10回労働運動研究討論集会が12月11日～12日、オンラインで開かれ、40名ほどが参加した。主催は、労働運動研究討論集会実行委員会。

集会は、座長を選出したあと、伊藤彰信事務局長が集会基調を提起した。基調は、「コロナによる休業や就労減少によって生活困窮者が出るのは、労働問題である」と切り出し、「その原因は、高度成長期に形成されてきた企業社会と日本型福祉社会が、新自由主義がもたらした非正規労働者の出現によって崩壊しているからだ」と指摘し、「経団連が、日本的労使慣行であった終身雇用・年功賃金を壊し、仕事があるときだけ雇用するジョブ型雇用に移行しようと提唱している時に、連合は高度成長期の賃金理論である生産性三原則を掲げており、民間大手の賃上げを社会に波及させるトリクルダウン論だ」と批判した。

そして「雇用不安が賃上げ抑制に働いているのだから、雇用のセーフティーネットをつくるとともにボトムアップで全体の底上げを図る必要がある。成長や利益の分配論に惑わされず、賃金は生計費という原点から最低賃金大幅引き上げを軸に、社会の分配領域に目を配った社会的労働運動をつくろう」と訴えた。

特別報告はふたつ。オール沖縄会議事務局長の福元勇司さんが、11月25日に玉城知事が辺野古埋立の設計変更を不承認とした理由と今後の展開予測について説明し、来年の名護市長選挙、参議院選挙、沖縄知事選挙が重要であると訴えた。

続いて「非正規労働者の賃金保障、社会労働保険等に関するWeb調査」結果の報告を、伊藤事務局長が行なった。

討論では、コロナ対策については、職場での感染防止対策、クラスターの発生とPCR検査の実施、安全衛生委員会の活用、保健所の人員補充、オリンピック選手輸送に駆り出された地方バスなどの報告があった。

総選挙闘争については、野党共闘に関する芳野連合会長発言に対する批判、地域から野党共闘の政策づくりが重要などの意見が出された。

最賃大幅引き上げについては、ナショナルセンターを超えたネットワークをつくり地域での共闘を強化する必要がある。正社員でも計算してみると最賃割れの場合がある。高卒初任給が最賃すれすれになってきた。中央最低賃金審議会全員協議会がランク付けについて来年3月に答申を出す予定であるが、地域間格差をなくし全国一律制実現の声をぶつけていく必要がある。地方議会対策も重要、自治体内最賃条例をつくってはどうか、など活発な意見が続いた。

最後に伊藤事務局長がまとめを行ない「最賃闘争を軸に地域から共闘をつくり22非正規春闘を闘おう！」と締めくくった。（東京K通信員）

（4面から）

“年季明けとなっても請返しができない時は、質入れ地を渡す（すなわち、質流れとする）”という「流地文言（りゅうちもんごん）」が証文に書き込まれていることである。当時、相対（あいたい）での質入れ契約の趨勢が強まっており、そのような社会状況を幕府も認めざるを得なかったのである。しかし、これは田畑永代売買禁止をなし崩しに否定し、田畑永代売買への流れを公認する第一歩であった。

（iv）流地禁止令と「質地騒動」

その後、質流れの容認が広がり、それに連れて小作権も高まるようになった。幕府としては、支配階級の観点から年貢納入者を保護することが迫られたからである。

元禄11（1689）年12月、幕府は永小作に関して、〈覚〉を発令する。全3カ条のうち、第一条目は次のように規定している。

一　小作田地出入（でいり　＊もめごと）大概（たいがい）貳拾年二及ぶは〔＊小作する田地が大体20年に及んだ時は〕、永小作に為（な）すべし、？（ならびに）質地田畑預り金（あずかりきん）売掛金（うりかけきん　＊売ったのに未回収の金）等廿年（＊20年）過ぎ候ハハ裁許（＊役所の許可）に及ばず、併（しか）し證文の品（しな）に依るべき事、……

（『御触書寛保集成』二六〇三号　P.1214）

このように質地を公認する傾向が強まっているなかで、第8代将軍の徳川吉宗政権は、これを突如否定する逆流を出現させる。享保7（1722）年4月の流地禁止令である。

そこでは、「……田地永代売（でんちえいたいうり）御制禁ニて候処（そうろうところ）、〔＊流地になる事は〕おのつから（自ずから）百姓田地に離れ候事ハ、永代売同然の儀ニ候條、自今（＊今から）ハ質田地一切（いっさい）流地ニ成らざる候様、只今（ただいま）まで質入れニ致し置き候分（そうろうぶん）、又は当然（とうぜん）訴出（うったえで）候て出入（＊訴訟）ニ成り候分ともに、質年季明け候は、手形（＊証文）仕直させ（＊書き直させ）、……」（『御触書寛保集成』二六〇四号　P.1214～1215）と、禁止した。

流地になる事は、「永代売同然の儀」であるとして、流地を禁止した。そして、質年季明けになっても請戻しできない場合は、以前の様に証文の書き直しで契約延長にするべきとした。

この法令では、他に小作年貢量も以前のように、利息は貸金の15％にし、それ以上は損金に致すとした。本百姓の没落を阻止しようというのである。

流地禁止令に対し、農民たちの反対運動が昂然と起こる。それは、出羽の村山郡長瀞村（ながとろむら　＊現・東根市）と、越後の頸城（くびき）郡下の「質地騒動」が有名である。

長瀞村には、流地禁止令が公表されておらず、農民たちは近くの本飯田村（＊現・村山市）の知人から情報を入手した。何人かがともに検討した結果、これは「徳政のお触れ」だと確信した。そして、質入れ地はおろか質流れ地でも、金子を出さずに取り返すことが出来ると解釈した。農民たちは名主宅に押しかけた際には、“この法令を百姓たちに知らせなかったことは不届至極”と責めたて、その罰としてまず質地を取返し、借金はその後に一割ずつ分割で返済すること、今までの小作料金で1割5分を超過していた分の返済を要求した。さらに質取り人から質地証文のすべてを取上げた。

頸城地方の闘いでは、享保7（1722）年10月に代官所へ嘆願書を出している。それから読み取れることは、①質置人は質地関係によって耕作権を失っている（質地は質取人が手作している）。②そのため土地喪失の農民は働く手段を失って困窮しており、借金を返すあてがない。③そこでまず質地を質置人に耕作させて欲しいと要求している。④さらに、質地の耕作権を取戻した上で、元利金を年賦で返済し、所持権を確実にする―ことなどある。農民たちの要求は③④が具体的な要求である。

「質地騒動」は、両者とも江戸で裁定された。いずれも質取人の立場に立ったもので、多くの農民の要求は却下された。農民たちは当然のこととして、納得するものではなかった。頸城地方では、享保8（1723）年4月に、闘いは再燃した。しかし、両地方とも幕府ならびに隣接諸藩の武力によって、「質地騒動」は鎮圧された。

（v）一転撤回し流地・小作規定

流地禁止令については、どうやら幕府中枢の不一致があったようである。激しい「質地騒動」もあって、流地禁止令は享保8（1723）年8月28日に撤回された。わずか1年4カ月の短命に終わった。

これにより、質地にかかわるもめごとは享保6（1721）年以前（流地禁止令以前）のルールに立ち返ることとなった。しかし、単に旧に復するものでなかった。

享保8年8月の留役（書記官）の伺いに答える形で、評定所一座（寺社奉行・町奉行・勘定奉行によって構成）は、享保8年9月2日付けで、以下のように決定している。

まず小作料債務不履行の処理については、以下のように決定した。

滞納となった小作料の額に応じて決済の日限を決め、その日限内で完済できなければ、①直小作（じきこさく　＊質入人がその田畑をそのまま小作すること）の場合、年季の内でも質地を取りあげ、金主（質取人）に渡すこと、②別小作（べつこさく　＊質入人以外に小作させること）の場合、小作地は金主に返させ、小作人は身代限り（破産）を申し付けること、③質地ではない名田小作（みょうでんこさく　＊百姓が自分の所持地を小作に出すこと）の場合、地所は地主へ返し、小作人は身代限り（＊破産）とした。

ついで質入れ債務不履行については、以下のように決定した。すなわち、“年季明けの質地が期限内に返済できなければ、「譲り地」「流地」の文言の有無にかかわらず、「譲り候とも、流し候とも、勝手次第」”とした。（2つの決定は、「享保撰要類集」四ノ下　公事裁許の部三十八）

ここでは、質地の取扱いが主要な問題であるにもかかわらず、すでに小作料問題が大きな問題となっている。

以降、部分的な修正がくり返されたが、これらについては前掲の拙稿を参照していただきたい。なお、寛保2（1742）年4月、吉宗はかねてからの懸案であった「公事方御定書」を制定した。そのなかには「質地小作取捌（とりさばき）の事」が20条にわたって整理されている（『徳川禁令考』別巻　P.72～75）。

所持地の質流れや小作地からの小作料収取が公認となると、寛永20年に発令された田畑永代売買禁止令は、ますます形骸化していった。結局、建前上の売買禁止、実際の質入れ・質流れのかたちでの「売買」が、以降も全国で盛んとなってゆく。こうした状況下で、地主・小作関係は全国各地で拡大してゆくのである。（つづく）

注1）過怠は、過失・罪科のあった時、それを賠償する罰金、又は労役に服させる刑のこと。過怠牢はその後者を指す。江戸時代の牢は未決囚を拘置する所であるが、例外として、過怠牢、永牢があった。

辺野古「不承認」断固支持の拡大を

すべての辺野古工事の即時中止、南部土砂使用計画の撤回！

玉城デニー沖縄県知事が11月25日、政府・沖縄防衛局の辺野古工事「設計変更申請」を不承認とした。これを断固支持し、すべて三面の工事の即時中止を求める行動が、翌26日の首相官邸前や沖縄県庁前などでの緊急支持行動に続いて、全国各地で続いている。

12月3日、東京と沖縄での同時行動として、首相官邸前では、「止めよう！辺野古埋め立て」国会包囲実行委、総がかり行動実の主催で500名が集会。国会包囲実の木村辰彦らがアピールし、沖縄県庁前集会からは、高里鈴代オール沖縄共同代表が電話発言で訴えた。

12月4日、沖縄では辺野古シュワブ基地ゲート前で、オール沖縄主催による県民大行動が一年余ぶりに行なわれ、全県から800余名がゲート前を埋め尽くした。

高里鈴代さんの主催者挨拶に続き、玉城知事が登壇、こぶしを握り締めながら、「不承認」を報告して工事中止を求め、県民の一致団結を訴えた。沖縄選出の国会議員からは、衆院の赤嶺政賢さん・新垣邦男さん、参院の伊波洋一さんが発言。新年1月23日投票の名護市長選挙の予定候補である、岸本洋平名護市議も決意を語った。

12月6日、国会議員会館前での300人結集の臨時国会開会日行動（総がかり行動や共謀罪廃止の市民団体）でも、臨時国会下での課題の一つとして、辺野古「不承認」支持が訴えられた。

12月7日、沖縄防衛局が不当にも「私人」に成りすまし、行政不服審査法による審査請求を斉藤国土交通相に申し立てた。国が県の「不承認」処分を取り消す方法としては、通常の行政事件提訴があるが、岸田政権はアベ・スガ政権に続いて、時間がかからないこの脱法的やり方をまたもや強行した。

しかし、この国による違法行為で「不承認」を取り消しても、11・25以前に戻るだけで、工事変更「承認」は出ないままである。政府にとっては秋の沖縄知事選で、「承認」を出す知事を当選させるしかない。（あるいは、知事の「承認」するという行政行為を国が代執行するための、強権的手続きに入るかである。しかし代執行裁判も時間はかかる。代執行裁判は、太田知事時代に前例があり、また翁長知事の時には、国・県「和解」による代執行裁判取り下げというのがあった）。

「不承認」支持の世論を拡大する上で、2つのことが強調されるべきだ。

一つは、軟弱地盤などで「移設」工事全体が不可能とみられるのだから、地盤改良工事ではない他のすべての工事も即時中止せよ、である。辺野古浅瀬側の埋立て地・護岸のかさ上げ工事、大浦湾側に突き出る護岸（土砂陸揚げに違法使用している）の工事、美謝川の流路切り替え工事など、これらはすべてが無意味であり、すべて中止されねばならない。「不承認」後も、これらの工事を続けているのは言語道断である。

二つは、沖縄戦犠牲者の遺骨が眠る南部土砂を辺野古埋め立てに使用する計画を即時撤回せよ、である。

南部土砂使用は、設計変更に伴って出てきた計画である。しかし、沖縄県の「不承認」は公有水面埋め立て法の適合性についての判断であるので、南部土砂問題は「不承認」通知書には触れられてはいない。そこで玉城知事は、「不承認」発表の会見時に、「今回の審査は行政手続法に基づく審査基準があることから、南部の土砂の件について反映させていない。しかし、遺骨混じりの土砂が埋立てに使われることは絶対にあってはならない」と強調している。

そして、1月23日投票の名護市長選挙の応援だ。名護市の親戚・知人に、全国から岸本候補へ投票を！と働きかけよう。また、名護市民・沖縄県民が選挙運動に力を投入できるように、ゲート前行動などへ「本土」からの参加を増やすことも必要だ。

「不承認」断固支持、辺野古断念の世論・行動をひろげよう。（W）

12・11集会

日本「復帰」50年を問う――「復帰」前後の在日沖縄青年運動

自己決定権への道程

12月11日、「日本『復帰』50年」を問う・「復帰」前後の在日沖縄青年運動、と題する講演集会が東京都内の新宿歴史博物館講堂で開かれ、約50名が参加した。主催は、沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック。

集会の趣旨は、1971年10月19日「沖縄国会」で佐藤首相が演説中に、3人の在日沖縄青年が、国会内で爆竹を鳴らしビラをまき、「沖縄のことは沖縄が決める」と訴えた。その行動は、その後のヤマトにおける在日沖縄人運動にどう引き継がれたのだろうか、というものだった。

講演は、その3在日沖縄青年の一人、本村紀夫さん。当時23歳であった本村さんは、その後も長く在日沖縄青年運動にかかわり、1983年結成の一坪関東ブロックなどで活動を続けて、現在は沖縄在住。

本村さんは講演で、半世紀余の在日沖縄青年運動について、運動史的に詳細に語ってくれた。沖闘委に始まり、沖青同、その後の沖研などなど、「本土」の新左翼諸党派もからみながらのその運動史は、筆者も初めて聞くことも多く勉強になった。在日沖縄人の団体ということではないが一坪関東ブロックの結成に至るまでのその過程は、在日沖縄人がその主体性を強化していく苦闘の過程であったことを学ぶことができた。また、自立した沖縄人と自立した日本人によって闘いのスクラムはがっちりと組まれる、という運動史の中の文言も強く印象に残るものであった。

講演の後の質疑応答では、「在日」沖縄人という文言に新鮮な印象を受けたという感想や、沖縄の若い人に沖縄独立論は増えているのか等の質問も出された。本村さんは、「沖縄人という文言は、近年はメディアでも普通になってきている。独立をかかげる人もいるが、独立論はごく少数派で、多くは自己決定権の実現という広い立場ということではないか」と回答していた。

沖縄民衆の復帰闘争が、日米両政府の返還協定で裏切られてから半世紀。辺野古新基地強行など日本政府の暴政、構造的沖縄差別を、「本土」の我々は打倒できないままである。まして、沖縄を再び戦場化するミサイル基地化など、絶対に許してならない。

この講演集会も、その課題を我々に問うものであった。なお、反戦実行委11・23集会で関東ブロックの大仲尊さんからの誘いもあったためか、反戦実の参加者も少なくなかった。再スタート反戦実の方針の一つ、「米中対立のはざまに、沖縄・韓国・日本などの民衆大連合を！」のうえで、勉強になる集会でもあっただろう。

（東京W通信員）

軍事費1％枠を破棄する2021年補正予算案

大軍拡ひらく岸田政権

今年度予算の補正予算案が、12月15日に衆院を通過させられた。

約32兆円という過去最大の補正予算案で、その内容は新型コロナ対策に18・6兆円、デジタル・脱炭素・経済安全保障など「新しい資本主義」の起動に8兆円余、等々としている。この補正予算のための赤字国債発行が22兆円で、当初予算と併せると65兆円の新規国債発行となる（前年度予算では108兆円）。これで国債残高は1千兆円の大台に乗る。アベノミクス以来、補正予算の本来の意味（緊急の支出）は失われ、国債増発で何でも上積みという財政である。

与野党とも、いわゆる積極財政派が圧倒的になっている。立民や共産やれいわ新選組なども、コロナでの生活・営業支援金の額が足らないと補正予算案を批判している。しかし、これら野党も、岸田首相が2回めの所信表明演説（12月6日）で言う「経済あっての財政であり、順番を間違えてはなりません」という立場を共有しているので、「分配」重視とされる岸田政権との対決点がなかなか鮮明にならない。

補正予算案で1・4兆円をとる住民税非課税世帯への一律10万円給付など、コロナ生活支援の緊急策は、より早くより広く必要である。しかし、一時的なバラマキでは効果は薄い。生活権・労働権の持続的な保障となるのは制度改革であり、そこに国会の議論は進むべきだ。

補正予算案の審議では、1・2兆円をとる「18歳以下への10万円給付」のやり方については、与野党論議も大きく報道され、この施策で岸田政権の事実上の方針転換が行なわれた。

しかし、補正予算案で防衛関係費が7738億円も追加されたことについては、共産や社民が批判しただけで、マスコミの取り上げ方も小さい。辺野古埋め立ての追加費801億や、おもに過去契約の工事費・正面装備費などである。

軍事費は、安倍、菅政権でも補正予算で2～3千億円取ってきている。しかし、武器＝正面装備の新規調達（C2輸送機、P1哨戒機、パトリオット改良型）に補正予算を使ったのは、今回が初めてである。武器の購入を急ぐのは、近ぢか戦争をおっぱじめるつもりなのか。

また、その額も画時代的である。軍事費の今年度当初予算5兆3422億円に、この補正予算を足すと6兆1160億円。今年のGDPを550兆円とした場合、GDP比1・1％強となる。1976年の三木内閣以来の1％枠の破棄である。野党第一党の立憲民主などがこれを糾弾しないようであれば、今後ゼロ・低成長下で自公政権が続く限り、軍事費1～2％が常態化してしまうだろう。

自民党は、「NATO諸国の国防予算GDP比（2％以上）を念頭に防衛関係費の増額をめざす」、これを先の総選挙公約として一応勝利した。この軍拡公約によって票を取ったわけではないが、自民党は大手を振って軍事費2％以上を、当たり前にしようとするだろう。

この2021年度の軍事費6兆円越えに続いて、2019年～2023年中期防衛力整備計画、防衛計画の大綱、国家安全保障戦略、これらを向こう一年を目途に改定せんとしている。岸田は所信表明演説で、「敵基地攻撃能力も含め、あらゆる選択肢を排除せず」と明言した。自衛隊の攻撃戦力化が公然と主張され、「専守防衛」が言葉としても破棄されつつある。

4月の菅・バイデンの日米共同声明は、首脳宣言としては初めて「台湾」を明記した。そして、「日本は、同盟及び地域の安全保障を一層強化するために、自らの防衛力を強化することを決意した」と声明している。元首相・安倍は台湾を訪問し、「台湾有事は日本有事」と演説した。中台関係が日本の自衛権発動の理由となると強弁し、中台介入の帝国主義戦争を煽動するものである。

その安倍が、細田に替わって自民党最大派閥のボスになり、自民党の改憲「推進本部」も「実現本部」に名称替えした。岸田政権が一見きれいごとを言っても、極右反動勢力に支配された政権でしかない。（A）

12・12「三里塚大地共有運動の会」第4回総会と記念集会

登記変更で共有地を守ろう

12月12日、「三里塚大地共有運動の会」の第4回総会と記念集会が、東京・文京シビックセンターで開催された。今年の総会は、正会員64人。出欠は出席14人、委任状31通、傍聴1人。

総会は、山口幸夫代表理事の開会宣言の後、山口さんが議長で議事が進み、総会成立を確認した後、渡邉充春理事が議案の事業報告。事務局から補足説明。これらの質疑を行なった。

続いて決算報告。島田監事から監査報告・監事挨拶、事業計画・予算の提案が行なわれた。

今年、登記義務化法が成立し、登記変更が遅れて、物故者が出ている状況で、どのようにすべきかについて質問、意見が出された。

採決で、1号議案から5号議案までの議案が全会一致で承認された。

続いて総会記念集会には、32人が参加。

辻さんの司会で、山口幸夫代表理事が主催者あいさつ・総会報告。

三里塚からのメッセージで、柳川秀夫さん、加瀬勉さんのメッセージを紹介。

山崎宏さんが、24年滑走路着工と芝山町長選などについて三里塚現地報告。

大森武徳理事が映像で、木の根ペンションで行なわれているイベントを報告し、また研修センターなどを守っていくための取り組みについて発言した。

事務局からは、法人活動報告があった。

講演は島田清作さん。1957年と65年に立川基地に突入して安保刑事特別法違反で逮捕されている島田さんが、今年で闘争66年となる砂川闘争について講演した。

記念集会第2部は、各地から連帯発言。

関西から山田謙さん、同じく関西から南西諸島ミサイル戦争基地化反対について根本博さんが発言し、また元管制塔被告団の和多田粂夫さんが発言した（予定していた清井弁護士は欠席）。

渡邉理事の閉会あいさつで、終了した。

なお会場で、三里塚物産の落花生は今年も完売したようであった。

（会員S）

明治維新の再検討――民衆の眼からみた幕末・維新期㊳

売買禁から質流れ容認で地主制へ

▼堀込　純一

Ⅳ 近世百姓一揆にかかわる基礎認識

（9）幕藩権力の土地政策の変遷

戦国末期から17世紀後半期にかけては、日本史上空前の土地開発の時代であった。この間、約100年の間に耕地面積は約三倍にも拡大している。これも要因の一つとして、五畿内とその近国など全国各地で、分家が続出して、単婚家族が広がった（東北地方山間部などでは、複合大家族制が残った）。

幕藩権力の基礎をなす農民を一般的に「本百姓」と呼ぶのが、17世紀半ば以降には広くみられる。「本百姓」は家族を養うに足る規模以上の土地と屋敷地を所持するものだが、本百姓など農民が主に武士階級の支配の下で封建社会を支えてきたのであった。

（i）小農保護のための田畑永代売買禁止令

寛永飢饉（近世の三大飢饉すなわち享保・天明・天保飢饉に準ずる飢饉）の最中の寛永20（1643）年3月10日、幕府は「本百姓体制」の維持・再生産と村請制を維持するために、7カ条の「覚」を幕領代官に発した。

その第三条には、「身上（しんじょう　＊経済状態）能き（よき）百姓は田畑を買取り、彌（いよいよ）よろしく成り、進退（しんたい　＊身の処置）成らざる者ハ田畑沽却（こきゃく　＊売却）し、猶々（なおなお　＊ますます）身上成るへ（べ）からざるの間、**向後（こうご　＊今後）田畑永代の売買停止を為（な）すべき事、**」（石井良助編「御当家令条」二七八号―『近世法制史料叢書』第二　創文社　1959年　P.154）と、売買停止が明記された。（ゴシックは引用者。以下、同じ。）

さらに翌日、同じく幕領大官にあてて、より詳細な「土民仕置（しおき）」條々（全17カ条）を通達した。

その13条目には、「一　**田畑永代の売買仕る（つかまつる）まじき事**」（同前　二七九号　P.155）と、再度強調された。

これら二つの法令（前者の第三条と後者の第十三条）をもって、幕府のきわめて重要な土地政策が規定された。しかし、研究者の間では以下の「田畑永代売御仕置」（寛永20年3月）の罰則も含めて「田畑永代売買禁止令」と理解されている。すなわち、

一（第一条）売主（うりぬし）牢舎の上（うえ）追放、本人死（し）候時ハ子（こ）同罪、

一（第二条）買主（かいぬし）過怠牢（かたいろう）1)、本人死候時ハ子同罪、

但し、買い候田畑ハ売主の御代官、又（また）ハ地頭（＊領主のこと）えこれを取上げ（＊没収）、

一（第三条）證人（しょうにん　＊証人）過怠牢、本人死候時ハ子に搆（かまひ）なし、

一（第四条）質ニ取り候者、作り取りにして、質ニ置き候ものより年貢相勤め（あいつとメ）候得ハ（そうらへば）、永代売り同前の御仕置、但し、**頼納**（たのみおさめ）買ひといふ、

右の通り、田畑永代売買停止の旨（むね）、仰せ出だされ候、

（『徳川禁令考』前集5・二七八七号　P.157～158）

売主は「牢舎の上追放」、買主・証人は「過怠牢」と厳しく処罰され、土地はお上に取り上げられた。そして、「頼納」は「永代売り同前の御仕置」となった。しかし、この違法な「頼納」は処によっては以後も公然と行われ、あたかも二重の収奪の事態となっており、注目すべきことである。

諸藩の対応

幕府の田畑永代売買禁止に対し、諸大名の態度は必ずしも一律に同じものではなかった。

たとえば、加賀藩では、元和元（1615）年12月2日、田畠・男女売買および百姓出稼ぎなど関する7カ条の法令を発令し、高札に掲げている（『加賀藩史料』二巻　P.362～363）。その第3条目に、「自今以後、御公領分（＊加賀藩直轄地）・給人地（＊家臣の領地）によらず、田畠売買堅く御停止の事」として、幕府よりも早く全領域の田畠売買を禁止している。

徳島藩でも幕府より早い寛永9（1632）年12月23日に、土地売買について〈覚〉（『阿波藩民政史料』上）を出して、永代売買を禁止し、田畑売買はすべて5年以内の年季売りとし、流地にすることを禁止している。

御三家の一つ水戸藩では、幕府の禁止令が出た約2週間ほど後の寛永20（1643）年3月24日、「御郡奉行衆へ万（よろず）仰せ出だされ候覚」で、「一、郷中ニて田畑を売り申す百姓これ有るに於てハ、改帳に作り壱年切りに指し上げ申すべき事」として、田畑売買を認めている。

同じく御三家の一つ尾張藩では、幕府の法令が出て間もなくの正保4（1647）年に、領内百姓が自己の所持地を他領の者に売ったという事件が起こる。これに対する藩執政の結論として、“領内で売買をした場合は勿論定めに随い処罰するが、他領の者に売った場合は先方の同意を得られるかどうかわからないので、そのままにしておく”というものであった。（水戸藩・尾張藩の例は、ともに『土地制度史』Ⅱ　P.84）

伊勢の津藩では、田畑の永代売りや質入れを原則禁止した。だが、「然るとも貧窮の百姓ハ拠無（よんどころな）き子細（しさい）もこれ有るべく候間、是非無く（＊やむを得なく）候」（『宗国史』下　P.123）と、容認する。ただ、奉行・代官に断り無しに行った場合は、処罰するとしている。

肥前の松浦藩では、天保11（1840）年の「被仰渡御請印帳」で、「一　田畑永代売買の儀は、兼々（かねがね）御法度（ごはっと）に付き急度（きっと）相守り候致すべく候」（『禁制地方経済史料』第八巻　P.465）と布達している。「兼々御法度に付き」と述べていることは、これ以前にも禁令が出されていたことを示す。だがまた、たびたび布達されているということは、実際は、禁令が守られていないことを推定することができる。

現実に、各地の地主の史料をみると、永代売りの証文が数々出ていることをよく耳にする。禁止の建前と異なり、実際は年貢徴収が優先され、売買禁止を実施不可能とする藩が多く見られたようである。

（ii）10石以下の分家を禁止する分地制限令

耕地開発を背景とした本家からの分家―小農の増加傾向は、寛文期（1661～1672年）には一段落し、耕地の増加は静まってきた。そして、17世紀後半ごろには、質入れが頻繁となり質入れ地の所持権が行方不明となる程になり、それに伴なってトラブルが続出した。

その後、正確な発布の年月日は明らかではないが（大石慎三郎氏によると、1673〔寛文13〕年6月と推定されている）、以下のような分地制限令が出されている。

一、名主百姓名田畑持ち候大積（おおつもり　＊概算）、名主弐拾石（＊20石）以上、百姓拾石（＊10石）以上、夫（それ）より内（うち　＊以内）持ち候ものは、石高猥り（みだり）に分（わけ）もうすまじき旨（むね）仰せ渡され畏れ（おそレ）奉り候、若し相背き（あいそむキ）候はば何様（いかよう）の曲事（くせごと　＊処罰）にも仰せ付けらるべき事、（『土地制度史』Ⅱ　P.86から重引）

分地制限令は、享保6（1721）年7月に、次のようにさらに厳しく規定された。

田畑配分之定
高拾石　地面壹町（一町）

右の定（さだめ）よりすくなく（少なく）分け候儀（ぎ）停止たり、尤も（もっとモ）分け方ニ限らず、残り高も此（この）定よりすくなく残（のこす）へからす、然（しか）ル上ハ高貳拾（＊20石）地面二町よりすくなき（少なき）田地持ち八、小共（＊子供）を始め諸親類の内（うち）え田地配分罷り（まかリ）成らざる候間、養介人（＊面倒をみなければならない者。厄介人）これ有る者ハ、在所ニて耕作の働（はたらき）ニて渡世致させ、或（あるい）は相応の奉公人に指し出すべき事、

丑七月（『御触書寛保集成』一三一七号　P.695）

幕藩社会の基盤である「本百姓」体制の維持・再生産のために、幕府は懸命であった。

（iii）初めて質流れを容認

「生類憐み令」で有名である第五代綱吉将軍の治世は、延宝8（1680）年7月から宝永6（1709）年1月までの30年近くの長期にわたる。その土地政策は、従来の田畑永代売買禁止などの政策を維持しようという前半期と、現状を受け入れ、それに対応しようという後半期に分けられる（体系日本史叢書7　北島正元編『土地制度史』Ⅱ〈山川出版社　1975年〉―第一編　近世〈大石慎三郎氏執筆〉P.92～113）。

前半期の特徴は、田畑永代売買禁止の原則をあくまでも強調しながら、質入れ地の年貢諸役の担い手を明確にしていることである。

貞享4（1687）年4月の〈覚〉の第一条では、「質地取り候者（もの）、年貢これを出さず、質地に遣（つかわ）し置き無田地の者（＊質入れ主）方より、年貢役等勤め候者これ在る由（よし）相聞（あいきこ）え、不届（ふとどき）の至りに候（そうろう）、堅く停止の事」（『御触書寛保集成』二六〇二号　P.1214）と、批難している。

質取り人が年貢諸役を勤めるべきはずなのに、かえって質入れ人の方が年貢諸役を勤めている―これが不届きだというのである。無田地の質入れ人がどうして、年貢諸役を勤められようか―というのである。

同年11月には、幕府は「御勘定組頭？（ならびに）御代官心得（こころう）べき御書付（おんかきつけ）」（全22カ条）を発し、その第16条目で次のように規定している。

すなわち、「田畑永代売の儀、彌（いよいよ）停止たるへし、田畑質ニ入れ候者、身代（しんだい　＊財産）つぶし（潰し）候ハハ（そうろはば）、年季の内ハ質ニ取り候者に作らせ、年季の明ケ候ハハこれを取上げる（＊没収）べし、年季をかきらす（限らず）質ニ入れ置き候ハハ、早速（さっそく）取上げるべし、且又（かつまた）田畑質ニ入れ候事、御代官の手代（てだい）方まで相伺（あいうかがふ）べきの事」（『徳川禁令考』前集4　二一一一二号　P.130）と。

しかし、綱吉の時代から幕府の財政危機が明白となり、幕府は、①金銀の海外流出の抑制、②貨幣の改鋳政策など、財政再建を行なう。幕府はその一環として③年貢の皆納を目指し、代官層を大幅に入れ替えた。

そして、元禄8（1695）年、農民の土地所持権が混乱し、錯雑化している現状を踏まえて、新たな質地政策を打ち出す。綱吉政権の後半期の土地政策の開始である。新たな政策は、1694年春から翌年冬にかけての飛騨総検地を行なっていた関東郡代・伊奈半十郎（飛騨代官を兼任）が、幕府中枢への伺いに対する回答として出された“質地に関する12カ条”である。

これは質地の取扱いに関するものであり、ポイントは（1）質入れ田畑の流れ地に関する規定、（2）逆に質入れ地の請返しに関する規定である。その観点から12カ条を整理すると、（A）質流れを認める場合、（B）質流れを認めず、質入れ人の請返し請求権を認めている場合、（C）以上の2つの場合と異なり、とりわけ個々の「証文文言」を重視し、これによって処置する場合、（D）その他―のグループに分けられる。（詳しくは、拙稿「幕藩権力の土地政策」〔労働者共産党ホームページに掲載〕を参照）

ここで注目されるのは、従来、田畑永代売買禁止の原則から、田畑の質入れは認めるが、その結果としての質流れは認めていなかった（年季がきても請返しが出来ない場合、証文の書替えを行なったり、領主が没収していた）態度から、ある特定の条件を備えて質入れする場合は質流れを認め、質入れ人の質地請返しの請求権を認めないとする姿勢に明確に転換したことである。

その特定の条件とは、

（2面へ）

目次

はじめに
Ⅰ 労農派・講座派論争の地平を越えて
Ⅱ 幕末・維新期の農民闘争の独自性
Ⅲ 維新政府と対立する初期農民闘争
Ⅳ 近世百姓一揆にかかわる基礎知識
（1）兵農分離と参勤交代の意味するもの
（2）百姓たちの生活と闘いの基盤
（3）一揆の後追いで弾圧法の整備
（4）近世百姓一揆像の大転換
（5）米中心に形成された幕藩権力の全国市場
（6）幕府権力に翻弄される株仲間
（7）幕末織物業の実態
（i）戦後も続いた「厳・マニュ」論争
（ii）綿業関連の社会的分業の発展と特産地化
（8）社会構造全体みない方法論上の欠陥
（以上　587～625号）